

Ⅲ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成28年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（横浜弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（横浜弁護士会）	

任期：平成26年10月1日～平成28年9月30日

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成27年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件の審議をし、3件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審議内容
第248回	平成27年5月26日（火） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第183号について審議を行った。
第249回	平成27年6月23日（火） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第183号について審議を行った。 ・ 諮問第184号について審議を行った。
第250回	平成27年7月28日（火） 波止場会館	・ 諮問第184号について審議を行った。
第251回	平成27年9月4日（金） 横浜市開港記念会館	・ 諮問第184号について審議を行った。
第252回	平成27年10月16日（金） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第184号について審議を行った。 ・ 諮問第185号について審議を行った。
第253回	平成27年11月13日（金） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第185号について審議を行った。
第254回	平成27年12月18日（金） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第185号について審議を行った。 ・ 諮問第186号について審議を行った。
第255回	平成28年1月22日（金） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第186号について審議を行った。 ・ 諮問第185号について審議を行った。
第256回	平成28年2月15日（月） 横浜市開港記念会館	・ 諮問第187号について審議を行った。 ・ 諮問第186号について審議を行った。
第257回	平成28年3月17日（木） 波止場会館	・ 諮問第186号について審議を行った。 ・ 諮問第187号について審議を行った。 ・ 神奈川県個人情報保護審査会審議要領の改正について審議を行った。